

平 成 2 5 年 度

税制改正事項

平 成 2 5 年 1 月

農 林 水 産 省

第 1 農業経営の安定化

- 1 農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 2 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 3 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置（取得価格の1/3控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 4 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等における営農困難時貸付けの要件（障害の範囲）を緩和する。（贈与税・相続税・不動産取得税）
- 5 農林中央金庫、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の合併に係る課税の特例の適用期限を3年延長する。（法人税）
- 6 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 7 農業協同組合及び漁業協同組合等が貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 8 土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る特例措置（取得価格の1/3控除）について、対象を東日本大震災の津波被災区域を含む地域に限定した上、その適用期限を2年延長する。（不動産取得税）

第 2 農林水産関連産業の振興

- 1 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却（30%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 2 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を1年3月延長する。（事業所税）

- 3 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度について、控除上限額を法人税額の30%（現行20%）に引上げる（2年間の措置）等の見直しを行う。（所得税・法人税）

【経産省等7省共管】

- 4 金融商品取引法等の一部改正に伴い所要の措置（委託者保護基金に係る経過措置）を講じる。（法人税・法人住民税・事業税）

【経産省共管】

- 5 技術研究組合の所得計算の特例措置（圧縮記帳）の適用期限を2年延長する。（法人税）

【経産省等4省共管】

第3 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- 1 バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置（バイオエタノール相当分を減免）の適用期限を5年延長する。（揮発油税）

【経産省等3省共管】

- 2 次の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却制度（10%等）（所得税・法人税）

（1）振興山村（適用期限を2年延長） 【国交省共管】

（2）過疎地域（適用期限を2年延長） 【総務省等3省共管】

（3）半島振興対策実施地域（改組の上、適用期限を2年延長）

【国交省共管】

（4）離島振興対策実施地域（改組の上、適用期限を2年延長）

【国交省共管】

（5）奄美群島（改組の上、適用期限を1年延長） 【国交省共管】

第 4 森林・林業施策の推進

- 1 木材取引市場又は木材の加工業者若しくは販売業者がその事業の用に供する木材保管施設の資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、構造が簡易なものに限ることとしている対象要件を撤廃する。（事業所税）
- 2 農林中央金庫、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の合併に係る課税の特例の適用期限を 3 年延長する。（法人税）（再掲）
- 3 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を 2 年延長する。（登録免許税）（再掲）

第 5 水産施策の推進

- 1 農林中央金庫、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の合併に係る課税の特例の適用期限を 3 年延長する。（法人税）（再掲）
- 2 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を 2 年延長する。（登録免許税）（再掲）
- 3 農業協同組合及び漁業協同組合等が貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除）の適用期限を 2 年延長する。（不動産取得税）（再掲）

第 6 消費税率の引上げに備えた税制上の特例措置の創設

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業・農業協同組合等の経営改善のための設備投資を促進するための税制措置（経営改善のために店舗改修等の設備投資を行った場合、特別償却（30%）又は税額控除（7%））を創設する（2 年間の措置）。（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

【経産省等 3 省共管】

〔税制改正見直し事項（廃止）〕

- 1 農業協同組合等が、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置を廃止する。（不動産取得税）
- 2 新潟県中越沖地震災害により被災代替家屋に係る軽減措置（４年間税額の1/2減額）を廃止する。（固定資産税・都市計画税）

【内閣府等４府省共管】